



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

マイナンバーが平成27年10月から通知されます



テレビCMで上戸彩さんが「マイナンバーがはじまります」「事業者の皆様も準備が必要です」と宣伝しています。国民一人ひとりに12桁の個人番号が、今年の秋から通知され、様々なものに利用されていくようです。

また法人には13桁の番号が通知され、利用が開始されます。

1. 具体的に利用されるもの

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。このため、国民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

2. 会社や事業所で必要になることとして、下の「給与所得者の扶養控除等申告書」に役員を含む全社員のマイナンバーを申告してもらう必要があります。

「下の赤色の枠の中にマイナンバーを記入していただきます」

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(株)名古屋商事	あなたの氏名	鈴木 一郎	生年月日	昭和40年10月10日	住所又は居所	名古屋市東区東春田3丁目120-1	扶養控除等申告書の提出	扶
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	12345678901234	あなたの個人番号	12345678901234	あなたの税額	本人			扶養控除等申告書の提出	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	名古屋市東区東春田3丁目120-1	あなたの住所又は居所	名古屋市東区東春田3丁目120-1						

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	個人番号	あなたの氏名	生年月日	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由	
A 控除対象配偶者	鈴木 花	567890123456	あなた	昭和40/1/1	同上			
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.2以後)	1 鈴木 二郎	234567890123	あなた	昭和50/5/1	同上			
	2							
	3							
	4							
	5							
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	区分	障害者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2寡婦	左記の内容	異動月日及び事由
D 給与所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなた	あなた	あなた	あなた	あなた	あなた	あなた

〇住民税に關する事項

氏名	個人番号	あなたの氏名	生年月日	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1 鈴木 太郎	12345678901234	あなた				
2 鈴木 五郎	567890123456	あなた				

掲載時点におけるイメージです。確定様式ではありません。



この申告書は、あなたの給与について控除を受けるための提出するものです。この申告書は、扶養控除等申告書に該当する人はいない人も提出する必要があります。この申告書及び裏面の「申告書」は、平成28年10月1日現在の所得税算出の算出に基いて作成してあります。

①「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族中扶養の開始期に当たります。